

令和4年3月大竹市議会定例会（第2回）議案の概要（その2）

	議案番号	件名	内容	提案説明者																				
1	議案第29号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について （健康福祉部保健医療課）	1 改正の理由 国民健康保険法施行令の一部が改正され、子どもの均等割保険料の軽減の導入及び賦課限度額が引き上げられたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。 2 改正の主な内容 (1) 子どもの均等割保険料の軽減 ア 軽減の内容 未就学児の均等割額の5割を公費負担により軽減する。 イ 負担割合 国：2分の1、県：4分の1、市：4分の1 (2) 賦課限度額の引き上げ <table border="1" data-bbox="1003 683 1798 900"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th></th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎賦課分</td> <td>63万円</td> <td>→</td> <td>65万円</td> </tr> <tr> <td>後期支援分</td> <td>19万円</td> <td>→</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>介護納付金分</td> <td>17万円</td> <td>→</td> <td>17万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>99万円</td> <td>→</td> <td>102万円</td> </tr> </tbody> </table> 3 その他 国民健康保険法の一部改正による引用条項の移動等、所要の改正を行う。 4 施行期日等 令和4年4月1日。ただし、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。	区分	現行		改正後	基礎賦課分	63万円	→	65万円	後期支援分	19万円	→	20万円	介護納付金分	17万円	→	17万円	合計	99万円	→	102万円	健康福祉部長
区分	現行		改正後																					
基礎賦課分	63万円	→	65万円																					
後期支援分	19万円	→	20万円																					
介護納付金分	17万円	→	17万円																					
合計	99万円	→	102万円																					

	議案番号	件名	内容	提案説明者
2	議案第 30 号	令和 3 年度大竹市一般会計補正予算 (第 11 号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 3,000 千円 ○予算総額 18,402,332 千円 【補正予算の内容】 (歳入) ・小学校教育振興寄附金 3,000 千円 (歳出) ・教育振興基金積立金 3,000 千円	副市長